

盛岡広域振興局長告示第52号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成23年4月15日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0362100026	医療法人ゆとりが丘クリ ニック	訪問看護ステーションゆ とりが丘	岩手郡滝沢村滝沢字土沢 558番地	平成23年3月31日